

国立大学法人大分大学安全保障輸出管理委員会細則

令和3年12月15日制定
令和3年細則第29号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学安全保障輸出管理規程（令和3年規程第47号）第10条第2項の規定により、国立大学法人大分大学安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）に係る内部規則の制定改廃に関する事項
- (2) 該非判定、例外適用及び取引審査の審議に関する事項
- (3) 輸出管理に係る教職員等に対する研修・啓発活動に関する事項
- (4) 輸出管理に係る監査に関する事項
- (5) その他輸出管理に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名する理事
 - (2) 研究マネジメント機構産学官連携推進センター長
 - (3) 研究マネジメント機構産学官連携推進センター産学官連携部門長
 - (4) 研究マネジメント機構産学官連携推進センター知的財産管理部門長
 - (5) 教育マネジメント機構国際教育推進センター長
 - (6) 各学部教員から選出された者 各1人
 - (7) 研究推進部長
 - (8) 学生支援部長
 - (9) その他委員長が必要と認めた者
- 2 前項第6号及び第9号の委員は、学長が指名する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」

とあるのは当該議事に参加した委員とする。

3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について次の委員会において報告しなければならない。

(代理出席)

第8条 委員長は、委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、研究推進部研究推進課において処理する。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、令和3年12月15日から施行する。
- 2 この細則の施行後、最初に指名される第3条第1項第6号及び第9号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

附 則 (令和6年細則第7号)

この細則は、令和6年4月1日から施行する。